

高知県総合教育会議要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置された高知県総合教育会議（以下「会議」という。）を円滑かつ効果的に実施するため、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（出席者）

第2条 会議は、知事、教育長及び教育委員会の委員（以下「委員」という。）の3人以上が出席しなければ、協議又は調整を行うことができない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急の必要があると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、知事及び教育長の出席をもって協議又は調整を行うことができる。

（招集の請求）

第3条 知事は、法第1条の4第4項の規定により会議の招集を求められたときは、これを招集しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

（非公開の決定）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とするときは、出席者全員の同意を得なければならない。

（傍聴の手続）

第5条 会議の傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他会議の傍聴に関する事項については、高知県教育委員会傍聴規則（平成5年高知県教育委員会規則第18号）の規定を準用する。この場合において、同規則第2条中「高知県教育委員会委員長（以下「委員長という。））」とあり、及び「委員長」とあるのは「知事」と、同規則第3条第5号、第4条、第5条第2項及び第3項並びに第7条中「委員長」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。

（議事録の記載事項）

第6条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1）開会及び閉会に関する事項
- （2）出席者及び欠席者の氏名
- （3）法第1条の4第5項の規定により意見を聴取された者の氏名
- （4）会議における審議内容
- （5）その他知事が必要と認める事項

（議事進行及び庶務）

第7条 会議の議事進行及び庶務は、総務部が行う。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 23 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）による改正前の法第 12 条第 1 項の教育委員会の委員長が在職する間の会議の出席者に関する第 2 条の規定の適用については、同条第 1 項中「教育長及び教育委員会の委員の 3 人以上」とあるのは「教育委員会の委員長（以下「委員長」という。）、教育長並びに委員長及び教育長を除く委員の 2 人以上」と、同条第 2 項中「知事及び教育長」とあるのは、「知事、委員長及び教育長」とする。